

(2) 都市水害対策共同事業の創設

1. 背景・目的

近年、各地で局地的な豪雨が増加し、都市部での内水氾濫被害が頻発していることから、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川がより一層連携・共同し、相互の施設を融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進する。

2. 概要

下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を、出水特性や規模に応じて融通利用するため、過去10年間に当該地区又は近傍の地区において、下水道の事業計画又は河川の整備計画で対象とする降雨を上回る降雨により浸水被害が発生している地域を対象として、相互の施設を結ぶネットワーク管きょ、ポンプ施設等を新たに国庫補助対象とする。

<補助対象>

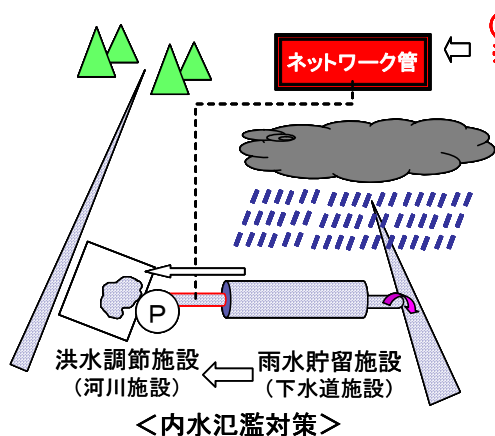
全ての市町村において、下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管きょやポンプ等を新たに補助
具体的には以下の通り。

- ①下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管きょ（延長が概ね500m以下のものに限る。）及び相互に排水するために必要なポンプ施設等
- ②その他共同で施設を利用するために必要な施設

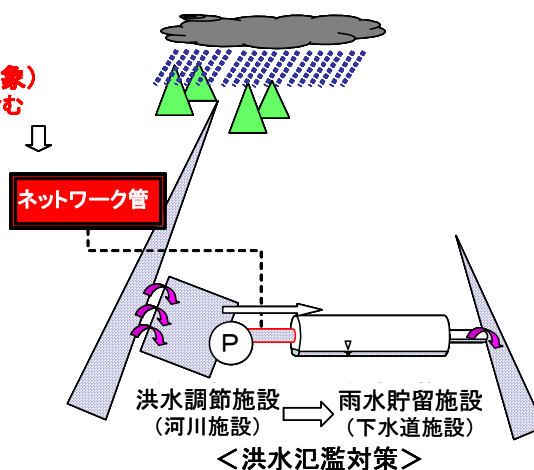
3. 事業効果

相互の施設を融通利用してそれぞれの能力をこれまで以上に効果的に活用することにより、効率的に浸水安全度の向上を図ることができる。

【都市部で降雨の場合】



※上流部で降雨の場合



<都市水害対策共同事業のイメージ>